

# 特区内における自然由来の汚染土壌の取扱いについて

平成27年9月10日

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

# 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

## 自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築

自然由来の汚染土壌の規制の在り方について、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、全国的な措置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に国家戦略特区において試行的に開始することとし、その結果を全国的措置に反映させる。

## 【現行の制度概要】

### 自然由来の土壤汚染の判断について

**土壤汚染状況調査等は、技術的能力を有する第三者である指定調査機関が実施し、都道府県等が判断。**

① 土壤汚染に関する有効な情報を把握するための調査（地歴調査）



② 専ら自然由来の土壤汚染のおそれがある土地の調査（特例調査）



③ 都道府県等における自然由来特例区域への該当性の判断

（詳細は後ページで説明）

## ① 土壌汚染に関する有効な情報を把握するための調査 (地歴調査)

土壌汚染状況調査では、土壌汚染のおそれを把握するために、まず地歴調査を行う。地歴調査は、調査対象地の利用の状況に関する情報及び特定有害物質の埋設、使用又は貯蔵等汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集することにより行われる。

地歴調査において、人為的原因を確認することができない土壌汚染であって、地質的に同質な状態で広く存在する土壌汚染地（第二種特定有害物質（※）による汚染に係るものに限る。）については、専ら自然由来の土壌汚染であると考えられるため、特例調査を行う。

※ 砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン又は六価クロム

## ② 専ら自然由来の土壤汚染のおそれがある土地の調査 (特例調査)

地歴調査の結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、地質的に同質な状態で汚染が広がっている可能性があることから、この特性を踏まえた適切かつ効率的な調査方法を行う。

	通常の土壤汚染状況 調査	<b>自然由来の土壤汚染地 における調査の特例</b>
試料採取位置	10m格子に1カ所	900m四方ごとに2点

### ③ 都道府県等における自然由来特例区域への該当性の判断

- ・ 地歴調査を踏まえ調査を行い、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合、汚染原因が不明であること、土壌汚染が地質的に同質な状態で広がっていることを基本として汚染状態が専ら自然に由来するかどうかを判断。
- ・ さらに、特定有害物質の種類、バックグラウンドを考慮して示している特定有害物質の含有量が一定の濃度範囲以内にあること、特定有害物質の分布特性(局在性が無いこと等)の3つの観点から検討を行い、そのすべてについて条件を満たすか否かで、都道府県・政令市において自然由来特例区域への該当性の判断をおこなう。

## 自然由来特例区域の区域指定数

形質変更時要届出区域：	1,336件
うち、自然由来特例区域：	80件
	(H27.9.1現在)

※自然由来特例区域は、形質変更時要届出区域の一種であり  
要措置区域ではないため、汚染の除去等は不要である。

# 自然由来特例区域からの土壌の搬出

自然由来特例区域において、区域内での汚染土壌の掘削等には原則規制は無いが、区域外へ搬出する場合は規制が適用される。（健康被害の防止の観点からは自然由来の汚染土壌とそれ以外の汚染土壌を区別する理由がないため。）

自然由来特例区域内の土壌を区域外へ搬出する場合は、汚染の拡散の可能性があるため、すべて汚染土壌処理施設において処理しなければならない。

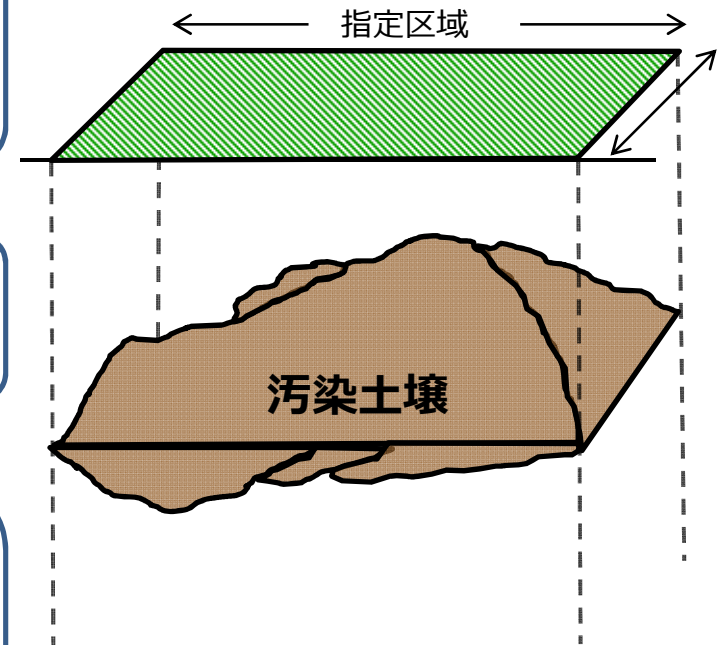


ただし、当該区域においても、汚染されていない土壌又は基準値以下の土壌が存在する可能性がある。



認定調査で深度方向の調査を行い、25種類(※)全ての特定有害物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準の適合を確認できれば、処理施設における処理は不要。

(※) 地歴調査により農薬等の使用が無いことが確認できた場合は第三種特定有害物質を除く





## 認定調査に関する各種要望

自然由来特例区域から外へ健全土壌として搬出するために行う認定調査は、自然由来汚染が認められた物質のみを対象とすべき。また、汚染の深さ等が明らかな場合は調査の深度（地層）等を限定できる制度とすべき。

平成27年3月（一社）日本経済団体連合会による規制改革会議提案内容

認定調査の調査対象を指定対象となった物質だけにするなどもう少し簡素化できないか。

平成26年度自治体アンケートに記載された意見

## 自然由来特例区域内の土壌を健全土とみなすことに関する課題及び今後の方向性

今後、建設工事を迅速化し、土壌汚染対策費用を削減するためには、区域中の土壌について効率的に汚染状態の判定を行い、健全土とみなせるものを増やすことが必要。



特区内において自然由来特例区域から区域外へ健全土壌として搬出するために行う認定調査は、25種類の全ての特定有害物質ではなく、自然由来汚染が認められた物質のみを対象とできないか検討。



検討の結果、人の健康へのリスクが担保できると整理できれば、自然由来特例区域における認定調査の調査対象物質に係る緩和を特区内において先行的に措置。

## 【参考】 基準の制度概要

土壌汚染対策法においては土壌汚染状況調査を行った結果によりリスク管理を行う必要があるため、区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準）を定めている。

### 土壌溶出量基準

地下水経由の摂取リスクを考慮し、一生涯を通じた毒性（慢性毒性）を考慮して基準値を設定している。

### 土壌含有量基準

土壌の直接摂取のリスクを考慮し、一生涯を通じた毒性（慢性毒性）を考慮して基準値を設定している。

### 特定有害物質の種類

第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬・PCB等)
・四塩化炭素	・カドミウム	・シマジン
・1,2-ジクロロエタン	・六価クロム	・チオベンカルブ
・1,1-ジクロロエチレン	・シアン	・チウラム
・シス-1,2-ジクロロエチレン	・水銀	・PCB
・1,3-ジクロロプロパン	・セレン	・有機リン
・ジクロロメタン	・鉛	
・テトラクロロエチレン	・砒素	
・トリクロロエチレン	・フッ素	
・1,1,1-トリクロロエタン	・ホウ素	
・1,1,2-トリクロロエタン		
・ベンゼン		

※ 自然由来汚染であっても毒性については変わらない。